

広島県公安委員会告示第9号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成25年2月4日

広島県公安委員会

委員長 貝 原 潤 司

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名 (住所)	製造業者名 (住所)
2P1339	告示の日 (平成25年2月4日) から 3年間	ぱちんこ 遊技機	CRJ-RUSH2 HHJ	株式会社ジェイビー 代表取締役 戸澤 茂 (東京都渋谷区東一丁目32番12号)	左同
2P1344	同上	同上	CR 燃えよドラゴン SAA	株式会社高尾 代表取締役 内ヶ島 敏博 (愛知県名古屋市中川区太平通一丁目3番地)	左同
2P1382	同上	同上	CR 不思議のダンジョン 風来のシレン FPT	株式会社藤商事 代表取締役 松元 邦夫 (大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号)	左同
2P1394	同上	同上	CR 不思議のダンジョン 風来のシレン FPF	同上	左同
2P1427	同上	同上	CR 不思議のダンジョン 風来のシレン FPS	同上	左同
2S1303	同上	同上	メガミリオネア	株式会社ラスター 代表取締役 エイモス 佳実 (東京都大田区蒲田三丁目23番8号)	左同